

小学校学習指導要領

平成 29 年告示

第 2 章 各教科 第 9 節 体育

第 1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。(2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。(3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 5 学年及び第 6 学年〕

1 目標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

2 内容

G 保健

(3) 病気の予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 病気の予防について理解すること。

(ア) 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境が関わりあって起こること。

(イ) 病原体が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する体の抵抗力を高めることが必要であること。

(ウ) 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動、

栄養の偏りのない食事をとること、口腔くうの衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

(オ) 地域では、保健に関わる様々な活動が行われていること。

イ 病気を予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

オ 地域では、保健にかかわる様々な活動が行われていること。

3 内容の取扱い

(7) 内容の「G保健」については、(1)及び(2)を第 5 学年、(3)を第 6 学年で指導するものとする。また、けがや病気からの回復についても触れるものとする。

(8) 内容の「G保健」の(3)のアの (エ) の薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に扱うものとする。また、覚醒剤等についても触れるものとする。

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

(3) 第 2 の第 3 学年及び第 4 学年の内容の「G保健」に相当する授業時数は、2 学年間で 8 単位時間程度、また、第 2 の第 5 学年及び第 6 学年の内容の「G保健」に相当する授業時数は、2 学年間で 16 単位時間程度とすること。(4) 第 2 の第 3 学年及び第 4 学年の内容の「G保健」並びに第 5 学年及び第 6 学年の内容の「G保健」(以下「保健」という。)については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。

小学校学習指導要領解説

体育編 平成29年7月

第2章 体育科の目標及び内容

第2節 各学年の目標及び内容

【第5学年及び第6学年】

2 内容

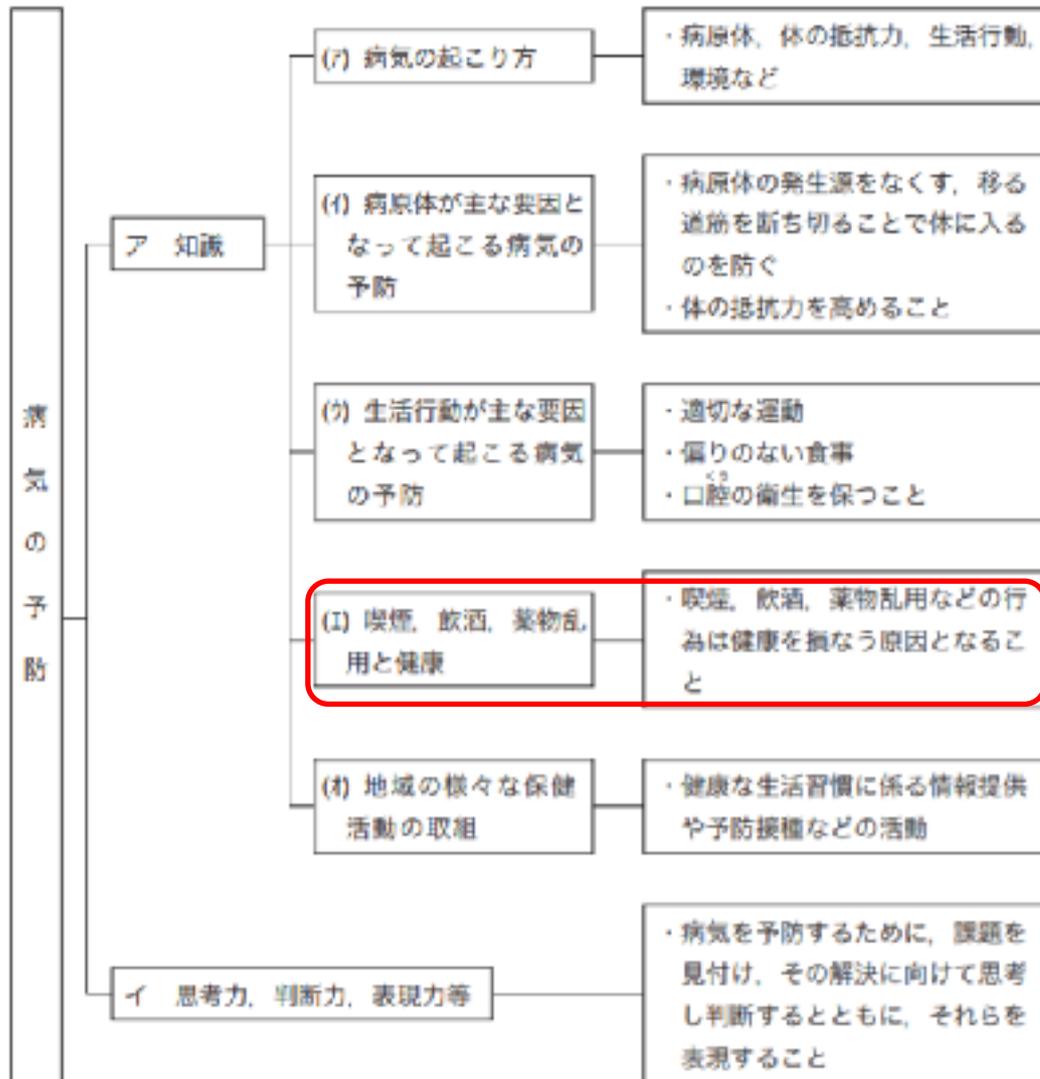
G 保健

(3) 病気の予防

病気の予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。ア 病気の予防について理解すること。(ア) 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境が関わりあって起こること。(イ) 病原体が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する体の抵抗力を高めることが必要であること。(ウ) 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動、栄養の偏りのない食事をとること、口腔くうの衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。(オ) 地域では、保健に関わる様々な活動が行われていること。イ 病気を予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

病気の予防については、病気の発生要因や予防の方法について理解できるようにする必要がある。また、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響について理解できるようにする必要がある。さらに、病気の予防に関する課題を見付け、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現できるようにする必要がある。

このため、本内容は、病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐこと、病原体に対する体の抵抗力を高めること及び望ましい生活習慣を身に付けることが必要であること、また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損なう原因となること、さらに、地域において保健に関わる様々な活動が行われていることなどの知識と病気の予防に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を中心として構成している。



ア 知識

(エ) 喫煙, 飲酒, 薬物乱用と健康

ア 喫煙については, せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること, 受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。また, 喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

飲酒については, 判断力が鈍る, 呼吸や心臓が苦しくなるなどの影響がすぐに現れることを理解できるようにする。なお, 飲酒を長い間続けると肝臓などの病気の原因になるなどの影響があることについても触れるようにする。

その際, 低年齢からの喫煙や飲酒は特に害が大きいことについても取り扱うようにし, 未成年の喫煙や飲酒は法律によって禁止されていること, 好奇心や周りの人からの誘いなど

がきっかけで喫煙や飲酒を開始する場合があることについても触れるようにする。

イ 薬物乱用については、シンナーなどの有機溶剤を取り上げ、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする。その際、覚醒剤を含む薬物乱用は法律で厳しく規制されていることにも触れるようにする。

イ 思考力、判断力、表現力等

病気の予防に関わる事象から課題を見付け、病気を予防する視点から解決の方法を考え、適切な方法を選び、それらを説明することができるようにする。

[例示]

・ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、それらの害や体への影響を考えたり、地域の様々な保健活動の取組の中から人々の病気を予防するための取組を選んだりすること

3 内容の取扱い

(7) 内容の「G保健」については、(1) 及び (2) を第 5 学年、(3) を第 6 学年で指導するものとする。また、けがや病気からの回復についても触れるものとする。

(8) 内容の「G保健」の (3) のアの (イ) の薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に取り扱うものとする。また、覚醒剤等についても触れるものとする。

(9) 各領域の各内容については、運動領域と保健領域との関連を図る指導に留意すること。

(7) は、「G保健」の内容の「(1) 心の健康」及び「(2) けがの防止」については第 5 学年「(3) 病気の予防」については第 6 学年で指導することを示したものである。また、けがの防止や病気の予防だけでなく、「(2) けがの防止」の適切なけがの手当や「(3) 病気の予防」の病原体に対する体の抵抗力や早期の治療の効果などを取り上げ、けがや病気からの回復についても触れるようにすることを示したものである。

(8) は、「G保健」の内容の (3) のアの (イ) の薬物乱用の心身への影響については、シンナーなどの有機溶剤を中心に取り扱うものとしたものである。また、覚醒剤については、乱用される薬物には様々なものがあることに触れる例として示したものである。